

## 中村一子・黒田英世議員の議会報告会

4月の町議選において、4年前に続き「風」の仲間から2人当選することができました。町政をチェックし、住民の声に耳を傾け、住民の願いを実現すべく、中村、黒田議員は、日々努力しています。6月議会を終え、中村議員からは主に原発問題、議会の仕組みについて、黒田議員からは子どもの医療費問題、津幡町土地開発公社の実態などについて興味深い報告がありました。また、「風」世話人より政務調査費裁判の経過、ポートピアの現状について説明があり、参加者から質問や貴重なご意見をたくさん頂きました。予定の時間があっという間に過ぎ、大変有意義な議会報告会になりました。

### 中村議員より

①2期目を迎えました。さまざまな問題に対して、自分なりに調べて勉強し、しっかり考えていく姿勢を大切にしたい。

### ②原発について

- 1) 津幡町は志賀原発から40～50km圏内にある。敦賀原発からは120kmだ。自分の問題としてひとりひとりが真剣に考え、そしてみんなで話し合うことが、これからの原発をどうしていくのかに繋がっていくと思う。
- 2) 津幡町も防災対策重点地域（EPZ）に指定するよう、国、県、北陸電力に対し要望するべきであると6月議会に町長に対し一般質問をした。町長は、北陸電力、志賀町、県が安全協定に基づいて同意すれば再稼動は可能であると認識していると、現段階で津幡町から防災対策重点地域（EPZ）等の意見書を出すまでもないと答弁した。

福島第一原発の事故を見ても分かるように、いったん事故が起きれば、津幡町も多大な被害を受けることは、誰が見ても明らかなはずなのに。津幡町も原発防災圏内であることは明らかなはずなのに。おかしいではないか。

防災対策重点地域（EPZ）とは、

原子力災害が起きたとき、行政や各機関がどう対応するかを具体的に計画しておく地区のこと。

国は原子力防災指針で、原発から半径8～10キロとの基準を示している。

- 3) 志賀町の人々は原発に反対、あるいは不安を表明しづらい立場にいる。志賀町議会では原発再開に対し賛成15人、反対1人。反対している堂下議員は今年4月の選挙でトップ当選した議員であり、もっとも住民から支持のあった議員である。にもかかわらず、他の議員は原発に対し推進的考えを示している。周辺地域のわたしたちが、当事者としての声を上げることが、地元といわれる志賀町の住民の声を代弁することにもなると思う。
- 4) 原発から出る使用済み核燃料や廃棄物を、今後、2万年余りもしっかり管理していかなければならない。しかし、人類は使用済み核燃料等を処理する方法を持っていない。
- 5) 原発がある限り、必ず放射線による被曝者がでる。被曝者なしの原発存続はあり得ない。特に原発労働者の被曝なしにはありえないが、3.11福島第一原発事故以降は、一般市民を巻き込み、その影響、被害は数十年たたないとわからないだろう。
- 6) 電気代の約2%に電源開発促進税という税金がかけているのをご存じでしょうか。

この税金は、原発立地交付金として原発を抱える自治体に配られている。何百億円単位のお金が、原発立地の自治体においている。このお金は、わたしたちが支払う電気料金に上乗せされている。

経済産業省資源エネルギー庁はモデルケースとして、出力135万kWの原子力発電所（環境調査期間：3年間、建設期間：7年間、建設費：4,500億円）の立地にもなる財源効果を2004年に試算している<sup>[19]</sup>。環境影響評価開始の翌年度から運転開始までの10年間で合計約391億円、その後運転開始の翌年度から10年間で合計約502億円である。20年間では、電源立地地域対策交付金が545億円、固定資産税が348億円で、合計約893億円になる。

- 7) 電力会社は総括原価方式により、確実に利益を得ることができる。かかった経費が多ければ多いほど、利益が上がる仕組みになっている。

#### 総括原価方式とは

発電・送電・電力販売にかかわるすべての費用を「総括原価」としてコストに反映させ、さらにその上に一定の報酬率を上乗せした金額が、電気の販売収入に等しくなるように電気料金を決めるやりかたです。

## 総括原価方式



つまり、電力会社を経営するすべての費用をコストに転嫁することができる上に、一定の利益率まで保証されているという、決して赤字にならないシステムです。これを電気事業法が保証しています。使用済み核燃料も資産としてみなされる。普通の民間企業ならば、利益を生み出すために必死でコストを削減する努力をするはずですが、電力会社はどんなにコストがかかろうと、法律によってあらかじめ利益まで保証されているのです。

\* 上記の資料 \* 原子力教育を考える会「よくわかる原子力」のHPより

### ③議会の仕組みについて（別紙にて説明）

#### 3つの大きな課題

- 1) 議会で自由に討議すること。（その様子は、原則住民に公開されるべき。）
- 2) 住民が参加すること。
- 3) 議会の透明性を高めること。

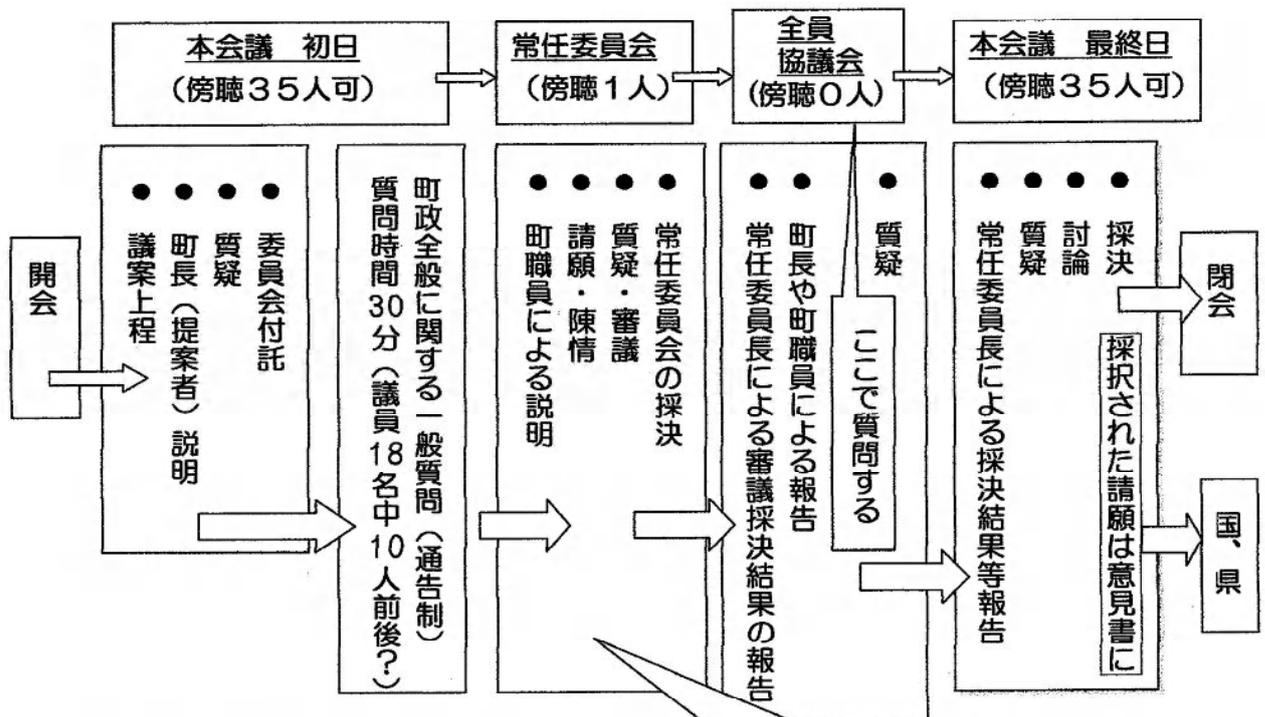
議案は、常任委員会というところで実質、審議されます。この常任委員会が市民に公開されることが重要です。

津幡町は、今年の6月議会から、試行として常任委員会の傍聴を一人のみ許可しました。それ以前は、傍聴は可能であるけれど委員長の許可なしには傍聴できないことになっているので、委員長の許可が下りずに、委員会の傍聴は一度もできませんでした。

傍聴人が一人のみというのは、委員会が住民に公開されているとはいいいがたい。今後は常任委員会の傍聴人枠を拡げ、議員がどのように審議しているのかを住民に公開し、明らかにすべきです。

### 議会の仕組み

定例会（本会議）は年4回（3月、6月、9月、12月）開かれます。  
各定例会は、約10日間開催されています。  
必要に応じて臨時議会も開かれます。



- 常任委員会は3つあります
    - 総務常任委員会（6人）
    - 文教福祉常任委員会（6人）
    - 産業建設常任委員会（6人）
  - 議会運営委員会（議会の運営にかかわること）（5人）
  - 特別委員会
    - 広報調査特別委員会（「つばた議会だより」編集）（6人）
    - 森林公園活性化対策特別委員会（7人）
    - 大河ドラマ誘致推進特別委員会（木曾義仲・巴）（18人以内）
    - 議会改革検討特別委員会（7人）
- 議案のほとんどがここ、常任委員会で審議されます。住民からの請願・陳情もここで審議されます。

## 黒田議員より

- ①津幡町議会には14対4の版図があり、これを変えないと町は変わらない。
- ・若い人の投票率が悪い。このことが一党一派に偏ってきたことにつながる。
  - ・議会は執行部をチェックする機関であるはずなのに、現状は追認機関となっている。

②委員会の傍聴について

- ・条例では、委員長が許可すれば傍聴できることになっている。今まで許可しなかった公式の言い訳は、「委員会室が狭い」ということ。しかし、委員会室のロッカーをどければ5～6人は入れるし、役場には他にも会議室がある。またシグナスを利用してもよいし、説明する役場職員は、もっと少なくしてもよい。
- ・3つの常任委員会を別々の日に開催するなど、しくみを変えたりして、さらに常任委員会の傍聴ができるように努力する。

③子どもの医療費問題について、

- ・子どもの医療穂無料化について6月議会で次のような質問をした。

(質問の主な内容)

本年4月から通院治療費の無料化が小学校2年生まで適用が拡大されたが、全国の市町村別で見ても、県内を見ても決して先進的とはいえない。とりわけかほく市を含む近隣市町では1000円の自己負担も廃止している。当町でも早急に義務教育終了までの医療費無料化を実現せよ。

(町長の答弁)

基本的には医療費については被保険者間の相互扶助の制度であり、所得に応じた保険料の設定と定率の自己負担で成り立っているものであり、医療費の自己負担分を全額税金で助成するのは町民間の公平性を損なうものとする。また、ご指摘の通院にかかる医療費の助成対象は、中学卒業までを将来の目標としている。

④土地開発公社の経営健全化について

- ・津幡町土地開発公社の経営健全化に関しては次のような質問をした。

(質問の主な内容)

これまでに土地開発公社に対し出された「監査結果」において指摘事項が多くある。中には基本的事務処理能力の欠如と思われる事項もあり、その後の改善された結果を示せ。また、今年の2月に唐突に多額(3億8千万円)の欠損金があるという事が表面化したが、これはリーマンショック以前からの経済情勢を無視し、その都度簿価を変更せず欠損金を処理しなかったことによるものであり、管理・監督の職にある理事長も含め職務怠慢といわざるを得ない。

(副町長の答弁)

ご指摘の監査結果の指摘事項については既に改善されている。加えて、再発防止のための指導については土地開発公社の職員のみならず、役場の職員も含めて実施した。また、人材育成基本方針を策定し、職員研修についてもこの方針にのっとり実施している。土地開発基金は公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために必要な土地を先行して取得する目的であり、基金を取り崩して欠損金へ補てんすることは制度的に無理である。

⑤現段階で9月議会に向けて次のような一般質問を考えている。

- ・各自治体は普通どこかと災害協定を結んでいるが（近隣市町とは結んでいると思う）津幡町はどこと結んでいるか？
- ・行政データのバックアップはどうなっているのか？（あるのか？ どこに？）
- ・個人のデータはどのような管理下にあるのか？
- ・個人のデータはサーバーに管理されているか？

### 参加者 意見

- ・災害協定は、遠くの市町と結ばなければ意味がない。
- ・傍聴問題は、カメラ一台入れればそれですむことである。  
（いわゆる可視化、ホームページで見れるようにしてほしい）

### 政務調査費裁判について（風世話人より説明）

- ・訴訟を起こしてから約2年半。
- ・領収書の提出を求め、（提出されたのは1年半後）すべてチェックした。  
領収書が提出され、使途が妥当だと判断できる支出については、政務調査費の主旨に合致するものと認め、領収書が提出されない支出、及び使途の不適切な支出（飲食費、二重請求、後援会会費等）は、津幡町に返還されるべきとする書面を裁判所に提出した。
- ・今のところ2名から反論があった。（8名のうち2名のみ）  
今後3名から反論があるそうだが、残り3名はいつになるかわからない。
- ・議員8名に対して約1080万円の返還を求めている。

### 参加者 質問意見

- ・結審はいつか？  
（反論がなければ結審するように求めていく）
- ・「風」はもっと町民に対して知らしめる行動をしてほしい。
- ・若い子たちのために町を変えていかねばならない。

- ・つうしん3ページ「納得できますか？」で終わっているが、納得できないしこの表現では不満が残る。もっと…厳しく追求を！！  
(厳しく追求する時は、データに基づいたものでないと言えない。風つうしんには100%確実なものを載せる)
- ・土地公について、一般の会社から見ると考えられないし、ありえない。
- ・「風つうしん」で町民が知らない情報を徹底的に明らかにしてほしい。
- ・二人の議員さんがいる「風」はもっと底辺を広げてがんばってほしい。
- ・「つうしん」をしっかりと読んでいる人もいる。
- ・「どこの町？」(どこに住んでいるのか?)と聞かれて「津幡町」と答え、「あ～○○さんの町ね」と言われると屈辱を感じる。

### ボートピアについて（風世話人より説明）

- ・平成22年4月、県が土地造成の開発を許可したので、現在、造成工事中である。
- ・建物は、許可が下りなくても建つ。(建築確認申請許可)
- ・営業については国交省大臣の許可が必要だが未だ申請もされていない。
- ・ボートピアは、以下の2点で原発問題と同じと言える。
  - ① 環境整備費(迷惑料)として売り上げの1%のお金が入り、自主財源にできるが、町民は望んでいない。ボートピアはギャンブルであり、多くの人不幸になる一方、関係者、議員を含めて一部の人の利益享受となる。
  - ② 過去、近隣の市町、県内各地、津幡町でも設置計画がもちあがったが住民の反対でできなかったが、どうして舟橋でできるようになったのか。  
一部の地元住民、議員による周到な誘致と住民に十分な説明をされずに『何かいいもの』であるとの認識をもたせた。
- ・公営ギャンブルとして業者と町の行政間協定が結ばれているが、広報に載っている細目協定を見ると、委員の構成など一方的なものに思える。議会でも検討すらされていない。又、学生の舟券購入には触れておらず、20歳以上であっても、学生がギャンブル場に入出入り出来るのはあまりに大きな問題である。

### 参加者 質問意見

- ・細目協定は、議員ですら協議しない。協議するよう求めたが受け入れられない。
- ・国交省の許可が下りなければできないと思うがどうか？  
(今までに4度陳情に行っているが、国交省もわからない。日本財団に根源があると考えられる)
- ・石川県へボートピアを持ってきたコーディネーターは誰なのか、もう名前を出すべきではないか？
- ・力になる声を出すべき。
- ・もう一度対策を考えるべきではないか？